

アフターサービスについては、下記の要領にて実施させていただきます。
尚、アフターサービスの適用事項は注文住宅全般に共通するよう作成してありますので、お客様の購入される住宅に該当しない事項が記載されている場合もございますが、予めご了承ください。

保証基準

(1) 保証の適用範囲

次頁以降に列挙する不具合事象のいずれかに該当する現象が発生した場合は、速やかにお申し出ください。
現象を確認した後、共通免責事項・個別免責事項のいずれにも該当しない場合は、保証人が総合的に判断、決定し、補修を致します。

(2) 保証期間

アフターサービスの保証期間の始期（起算日）は**建物引渡し日**とします。引渡し以降の是正・補修した部分についても建物引渡しの日を起算日とします。また、この保証書に記載のない事項についてのアフターサービス期間は1年となります。

(3) 保証の継続

保証書に記載された方以外の第三者及び当該建物が第三者に所有権移転された場合、保証申し込みについてはお引き受けできません。

(4) その他

建物の部品・設備などのモデルチェンジ、技術改良、その他の理由により、不具合事象発生前の状態への補修が出来ない場合、同等の別部品による補修・取替えを実施することがあります。

共通免責事項

次の各項のいずれかに該当する場合は、保証の適用を除外します。

(1) 基本

- ①保証人の承諾なく、第三者へ修理を依頼された場合。
- ②保証書の提示がない場合や補修・打合せ等にご協力いただけない場合。
- ③次頁以降に列挙する不具合事象に該当しない場合。
- ④保証期間を経過した場合。
- ⑤物件を第三者へ譲渡・転売した場合。
- ⑥家具・家電・調度品等の二次被害。
- ⑦内覧会以降のキズ・汚れ。

(2) 自然現象・周辺環境に起因するもの

- ①自然現象の影響によるもの。
- ②周辺環境、塩害、公害に起因すると思われる腐食・腐朽・さびなどの損傷。
- ③建物の使用上影響のない居住性能・音・振動等の感覚的現象によるもの。
- ④近隣の土木・建築・設備工事等の影響によるもの。
- ⑤近隣の重量車両通過による振動の影響によるもの。
- ⑥保証人（保証人の下請人を含む）以外の第三者の故意・過失の影響によるもの。
- ⑦保証人（保証人の下請人を含む）以外の第三者が取り付けした設備・機器・重量物等の影響によるもの。
（例：ベランダ・ソーラー機器・アンテナ・水槽・ピアノ・本棚等）
- ⑧火災・爆発等、予期しない外来事項によるもの。

(3) 使用方法、所有者の工事などに起因するもの

- ①不適切な維持管理、管理不十分等の影響によるもの。
（例：長期の居住者不在、過度の暖房、乱暴な使用、又は取扱説明書等に記載のない住まい方・使い方・お手入れ方法による場合）
- ②換気不十分及び水蒸気を大量に発生させる住まい方によって生じる結露、もしくはこの結露に起因して壁面、床などに発生するカビ・錆・シミ・汚れ。
- ③被保証人から支給された材料又は支給工事の影響によるもの。
- ④増築・改築の影響によるもの。

(4) その他

- ①材料・機器・家電等のメーカー保証があるものは、その保証内容、期間に準ずる。
- ②電気・電話・上下水道・ガス等、供給主体がある場合は、当該供給主体の定めによる。
- ③敷地内の埋設物で、一般生活を営む上で支障がないもの。
- ④植物の根等の成長及びペットを含む小動物の害に起因する損害・機能不良・不快感。
- ⑤木材の乾燥収縮による反り・ひび割れ等自然特性・経年変化に伴う現象で、機能上差し支えない場合または瑕疵に起因しない、建物の自然消耗・自然劣化の影響によるもの。
- ⑥契約当時実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた現象の影響によるもの。

瑕疵保険

部位・設備	期間	無償保証の対象となる不具合事象	個別免責事項
構造耐力上主要な部分 基礎・土台・柱・ 斜材・床版・耐力壁・ 横架材・小屋組	10年	①構造耐力上支障のある木材の腐朽。 ②構造耐力上支障のある亀裂・欠損。 ③離れた2点間の傾斜の程度が6/1000以上。 (2点間の距離は、梁で3m以上、柱で2m以上)	①コンクリートの材質的な収縮に起因する、 構造上特に差し支えない亀裂。 ②保証人が施工の検討及び施工を行わなかった基礎にかかる 保証 ③木材の材質的な収縮に起因する、構造上特に差し支えない 亀裂・隙間。 ④床下換気口・屋根換気口が塞がれていた場合。 ※共通免責事項参照
雨水の浸入を防止する 部分 屋根・外壁	10年	①室内への雨漏り。 ②雨水の浸入による構造躯体・部材の著しい損傷。	①シーリング・コーキング部分の劣化。 ②台風・暴風雨等の一時的な漏水。 ③枯葉等の異物の詰まりに起因するもの。 ④敷地内冠水による基礎内への浸水。 ⑤家具・調度品等の汚損。(二次被害) ⑥敷地及び周辺の地下水水位の上昇に起因する場合。 ⑦ガレージ等、生活上支障のない部分への地下水の侵入。 ※共通免責事項参照

外部

部位・設備	期間	無償保証の対象となる不具合事象	個別免責事項
屋根	10年	①著しいずれ・浮き・変形・腐食・破損。 ②板金の剥がれ・浮き・腐食。	①白華現象。 ②摩耗や衝撃によるキズ・剥離。 ③陶器瓦の表面の細かいひび割れ。 ④雪の落下(雪止めはメーカーの施工基準を採用しております が、気象条件等により、雪が落下する恐れがあります。) ※共通免責事項参照
雨樋	2年	①脱落・破損・腐食・著しい垂れ下がり。 ②板金の剥がれ・浮き・腐食。	①枯葉等の異物のつまりによるもの。 ②風・雪による雨樋の破損。 ③メーカー保証があるものはその内容・期間とする。
破風・軒裏	2年	①著しい割れ・破損。	①軽微な隙間。
外壁(サイディング)	10年	①著しい割れ・破損。 ②塗装の著しい変色・割れ・剥がれ。	①2ミリ以下の隙間。 ②軽微な目地の亀裂・隙間。 ※共通免責事項参照
外壁(左官・タイル)	2年	①著しい割れ・破損。 ②塗装の著しい変色・割れ・剥がれ。	①2ミリ以下の隙間。 ②軽微な目地の亀裂・隙間。 ③白華現象。
塗装工事	1年	①著しい錆び・剥がれ・変色・亀裂。	①軽微な塗装面の変褐色・変形。 ②白華現象。 ③コケ・カビの発生。
シーリング工事	10年	①シーリングの著しい劣化・亀裂。	①亀裂を伴わない軽微なキズ・めくれ。 ※共通免責事項参照
バルコニートップコー	10年	①床仕上げ材の浮き・割れ・沈み ②手すり等のぐらつき・欠損。	①摩耗や衝撃によるキズ・剥がれ。 ②管理不足による排水不良。 ※別紙防水保証有り
基礎巾木	1年	①著しい剥離・変褐色・ひび割れ。 ②浮き。	①2ミリ以下の隙間。 ②白華現象。
外構・ブロック工事	1年	①著しい亀裂・破損・剥離。 ②著しい沈下・ひび割れ・不陸・陥没・隆起。 ③門柱・門扉・塀の著しい倒れ・開閉不良・破損。	①2ミリ以下の隙間・段差・ひび割れ。 ②白華現象。 ③コンクリート鏝ムラ及び色むら。 ④重量が2トンを超える車両等の出入りや駐車による 不具合。 ⑤門柱・門扉・塀の変褐色。 ⑥照明・インターホン・ポスト等の機器作動不良は、 メーカーの保証内容・期間による。

内部

部位・設備	期間	無償保証の対象となる不具合事象	個別免責事項
木下地工事	1年	①取付不良による著しい反り・隙間・割れ。	①木材の乾燥収縮によるひび割れ・変形。
床・階段	1年	①著しい隙間・割れ。 ②連続性のあるさしみ音・床鳴り。	①木材の乾燥収縮によるひび割れ・変形。 ②一時的なさしみ音・床鳴り。 ③床暖房の影響による一時的な隙間。
化粧枠材・廻縁・巾木・ケーシング	1年	①著しい隙間。 ②取付不良。	①木材の乾燥収縮によるひび割れ・変形。 ②1ミリ以下の隙間。
内壁・天井仕上材	1年	①仕上材の反り、剥離、著しい割れ。 ①著しい剥がれ・変退色・著しい亀裂。	①クロスの継ぎ目、枠材との境などに生じる1ミリ以下の隙間。 ②照明による陰影。 ③軽微な塗装面の変褐色・変形。 ④白華現象。
内部建具・外部建具	1年	①開閉不良、施錠不良、著しい変形・腐食。 ②ペアガラス内の結露。	①傷・汚れ。 ②ガラス・網戸・フスマ紙・障子紙の破損。 ③雨・日射に起因する変褐色、ガラスの破損・熱割れ。 ④暴風雨、豪雨等による一時的な雨水の侵入。
和室 敷居・鴨居・畳	1年	①著しい隙間・割れ。 ②連続性のあるさしみ音。	①木材の乾燥収縮によるひび割れ・変形。 ②1ミリ以下の隙間。 ③畳土士の軽微な隙間・反り。畳表の傷み・焼け。
防蟻	5年	①防蟻処理工事を施工した協力業者による保証。 (詳細は別紙白蟻防除工事保証書による。)	①防蟻処理工事を施工した協力業者による保証。 (詳細は別紙白蟻防除工事保証書による。)

設備

部位・設備	期間	無償保証の対象となる不具合事象	個別免責事項
電気工事 配線・配管	2年	①接続不良・固定不良・取付不良。 ②腐食・破損。	①蛍光灯・電球（LED含む）・電池等の消耗品。 ②機器の作動不良はメーカーの保証内容・期間による。
コンセント・スイッチ	1年	③作動不良。	③電力等供給会社の責任によるもの。
給排水工事 給水・給湯・排水管	2年	①接続不良・固定不良・取付不良。 ②排水不良・漏水・破損。	①パッキン等の消耗部材。 ②凍結による作動不良・漏水。
蛇口・水栓・トラップ	1年	③作動不良。	③異物の詰まり・固形物の流入・油脂等に起因するもの。 ④機器の作動不良はメーカーの保証内容・期間による。 ⑤ウォーターハンマー・排水音。 ⑥供給会社の責任によるもの(錆び・異物等)。
ガス工事 配管	2年	①接続不良・固定不良・取付不良。 ②漏水・破損。	①パッキン等の消耗部材。 ②凍結による作動不良・漏水。
給湯設備・ガス栓	1年	③作動不良。 ④ガス漏れ	③機器の作動不良はメーカーの保証内容・期間による。 ④ガス配管・栓は担当ガス会社の基準によるものとする。 ※共通免責事項参照
厨房設備 浴室設備 衛生設備	1年	①接続不良・固定不良・取付不良。 ②排水不良・漏水・破損。 ③作動不良。	①パッキン等の消耗部材。 ②機器の作動不良はメーカーの保証内容・期間による。 ③機器使用説明書による維持管理を実施していない(不適切である)場合。
浄化槽	2年	①接続不良・固定不良・取付不良。 ②排水不良・漏水・破損。 ③作動不良。	①管理者との保守管理契約を締結していない場合。 ②車両等重量物(2トン以上)の荷重によるもの。 ③機器使用説明書による維持管理を実施していない(不適切である)場合。 ④機器の作動不良はメーカーの保証内容・期間による。

補修対応協力をお願い

不具合事象の対応に際しては、家具・備品等の移動をお願いする場合がございます。社員及び協力会社の者は責任上、原則として自ら家具等の移動等は致しませんので、ご協力のほどよろしくお願い致します。